

光ブロードバンド導入補助金の 期間延長のお知らせ

平成27年7月末に村内全域で光ブロードバンド網の整備が完了しました。それに伴い、光ブロードバンドサービスの利用を開始された住民の皆さんを対象に交付していた初期導入補助金を引き続き平成28年度も交付します。

補助内容

初期費用の一部を補助

(初期工事費用など)

1世帯 5千円

補助対象者

本村に住民登録を有し、平成29年2月までに本村にて初めて利用(開通)した人が対象。法人(事業者)は対象外です。

申請受付期間

平成28年5月2日(月)～平成29年2月28日(火)

※平成27年度中に利用開始し、補助を受けていない人も補助対象となります。

申請受付

申請は長陽庁舎の総合調整課にて受け付けます。
(申請書は長陽庁舎総合調整課窓口にあります)

必要な書類など

- ①補助金交付申請書
- ②印鑑(認印可)
- ③光回線サービス契約者の免許証または国民健康保険証(※1)
- ④光回線が開通したことがわかる書類(※2)
- ⑤通帳もしくはキャッシュカード

※1 住民登録確認のため、住民票の提出を求めることがあります。

※2 事業者から受け取った「工事内容の案内」や工事日がわかるもの、工事費の請求書などの書類



問い合わせ

役場 長陽総合調整課
Tel (67) 1113

よろしく お願いします!

今春新しく着任された南阿蘇村の駐在さんを紹介いたします。

白水駐在所

Tel (62) 9252

ながまつ 永松 けんせい 検正さん(34歳)

前任地 玉名警察署



地域密着の駐在所を目指して頑張ります。



【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
Tel (67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
久木野庁舎

地震発生後、さまざまな消費者トラブルが発生しています。ガレキの片付けの手伝いや家屋の無料点検、耐震診断などの名目で訪問し、後に高額代金を請求する手口や、義援金詐欺や架空請求など多種多様です。

今回の地震にあたり、実際にあった事例を紹介いたします。

①自宅の屋根瓦が損壊して、ブルーシートで応急処置をしていたら、業者が突然訪ねてきて、しつこく勧誘された。また来たらどうしたらよいのだろう。

【回答】 訪問販売においては、消費者が契約を締結しない旨の意思を示した場合、再び契約の勧誘をすることは特定商取引法により禁止されています。それでも勧誘する時は、「事業者名」、「連絡先」、「担当者」を確認の上、相談室までご連絡ください。また断るときは、「いいです」「結構です」とあいまいに断らず、「お断りします」と明確に伝えましょう。

②工業者が訪問してきて、屋根工事の勧誘があった。契約すれば応急措置してくれるとのこと、雨漏りの心配もあったので、考える暇もなく契約してしまった。後日調べてみると、一般的な価格よりも高額だったので、解約したい。

【回答】 勧誘されても、その場ですぐに頼まず、工事の内容や費用について書面で確認するとともに複数の業者から見積もりを取ったり、家族に相談して、しっかりと検討しましょう。なお、訪問販売の場合はクーリング・オフの対象となります。

巡回相談日

7月12日(火) 白水保健センター相談室
7月19日(火) 長陽庁舎1階会議室